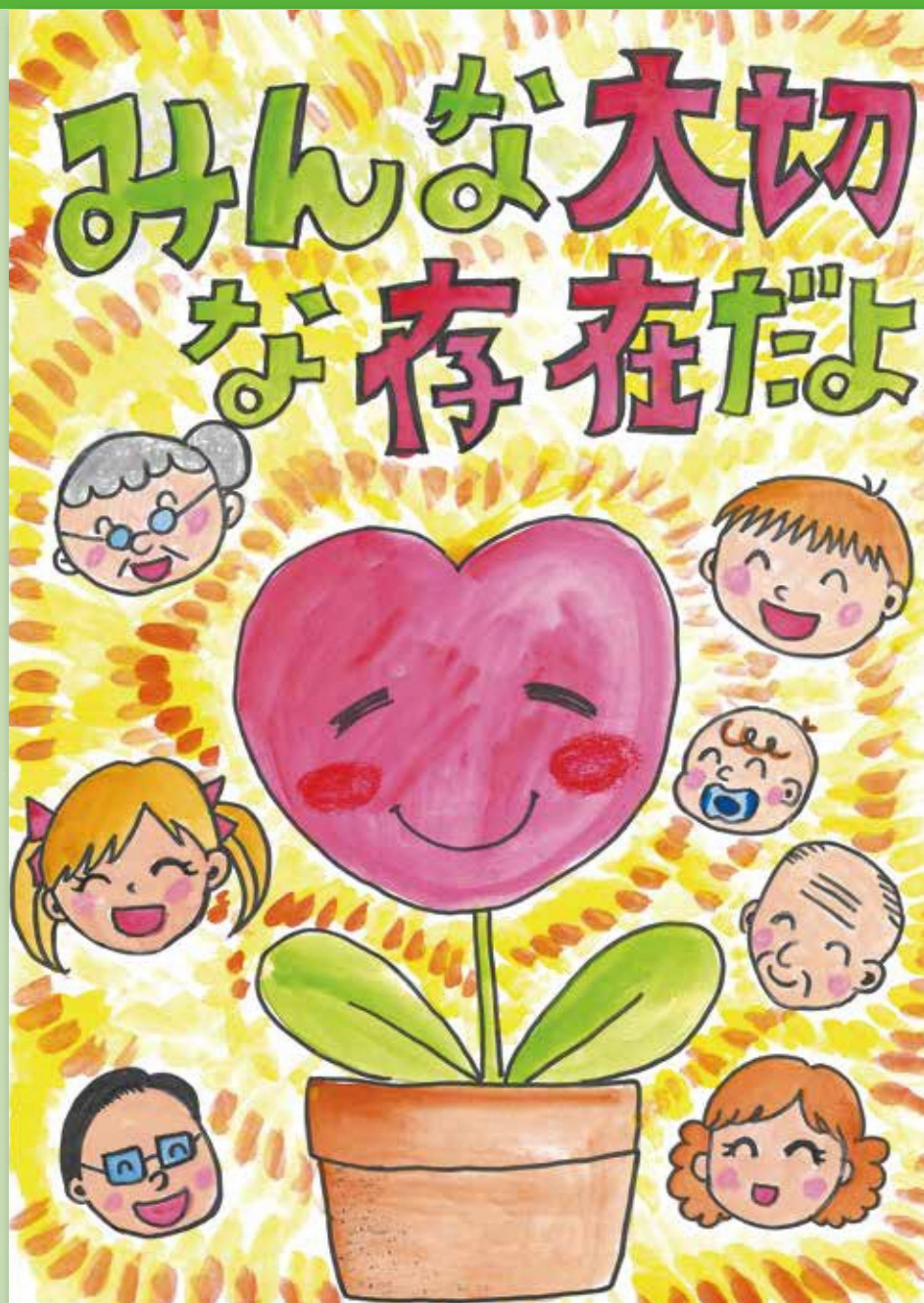


わたしたちにできること

人権尊重のまちをつくる



令和6年度 小学校6年生人権ポスター優秀作品 野本 一吹輝さん



さまざまな人権課題	2・3
人権に関する意識調査／スマホ使い方宣言 ..	4・5
学校・家庭・地域の取組	6

児童の作品	7
熊谷市人権尊重都市宣言	8
人権相談窓口	8

育てよう 一人ひとりの人権意識

—さまざまな人権課題—

女性の人権

「男性だから」「女性だから」という理由だけで、固定的な役割分担を押しつけられるなど、個性を発揮することができない現状があります。

お互いの能力や人格を尊重して共に支えあう社会の実現をめざしましょう。

また、パートナーからの暴力や職場等における性的な嫌がらせや、ストーカー等から女性を守る必要があります。

同和問題

同和地区出身というだけで、結婚をはじめ、いじめのない差別を受け、悲しく辛い思いをしている人がいます。

一人ひとりが同和問題を正しく理解し、偏見をなくすることが大切です。

未だ部落差別が存在することを明示し、部落差別のない社会の実現を目指すため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました。

また、部落差別の禁止規定等を設けた、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日から施行されました。

高齢者の人権

高齢者に対する虐待、介護放棄、財産面の権利侵害など、高齢者に関する人権問題が生じています。

高齢者が健康で生きがいを持って、安心して暮らせる社会をつくるのが大切です。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、伝統的な独自の豊かな文化をもった少数民族ですが、現在でも、アイヌの人々であることを理由として、結婚や就職等において差別が続いています。

民族の文化や伝統に対して正しい認識を深め、偏見や差別をなくすることが大切です。

性的指向・性自認(LGBTQの人権)

「性」と言っても、そのあり方には多様性があります。個人の「性」を考えるとときには、「身体の性別」、「性自認」(自分の性別をどのように認識しているかを示す概念)や、「性的指向」(恋愛や性的関心がどの性別に向くか、向かないか)等、いくつかの面から捉えることができます。

お互いに個人の「性」を尊重し、偏見や差別をなくすることが大切です。

市内に暮らす(転入予定者を含む)性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、その宣誓を市が証明する「熊谷市パートナーシップ宣誓制度」を、令和4年4月1日から開始しました。

「ありのままの自分として生きたい」という気持ちを尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目的としています。

外国人の人権

外国人に対する偏見や差別発言等により、生活上の権利が保障されていない現状があります。

人権に国境はありません。異なる文化、生活習慣、価値観を理解し、外国人が安心して生活できる多文化共生社会を築いていくことが必要です。

人種、宗教、性別等の要素に起因する差別的表現、例えば、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」の解消を目指すため、平成28年6月3日から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消のための法律)が施行されました。

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮による拉致は、決して許されない犯罪行為であり、国民に対する重大な人権侵害です。

一人ひとりの声を大きくし、問題解決に向けて強い意志を北朝鮮に伝え続けることが大切です。

子どもの人権

いじめや児童虐待といった、子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発しています。

子どもたち一人ひとりの意向が尊重される中で健やかに成長し、可能性を伸ばすことができる社会づくりが必要です。

障がいのある人の人権

障がいのため、自らの意思で自由に行動し生活するには、さまざまな障壁があります。

障がいのある人が住みなれた地域や家庭で自立した生活をおくることができる社会づくりが必要です。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

法律では、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から手助けや必要な配慮を求める意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」が求められています。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者等は犯罪による直接的な被害のほか、その後の精神的ショックや失職による経済的困窮等の二次的被害に苦しんでいます。

一人ひとりが、被害者の置かれている状況に共感し、平穏な生活を取り戻していく上で必要な配慮や支援をすることが大切です。

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指すため、令和2年4月1日から「熊谷市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

新型コロナウイルス・HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

新型コロナウイルス・HIV感染者やハンセン病患者とその家族等に対して、病気についての間違った認識等により、偏見や差別が起きており、一方で、新型コロナウイルスワクチン未接種者に対する、接種の強制等の人権侵害問題も起きています。

病気への正しい知識を身に付けて、感染・疾患患者、ワクチン未接種者等に不当な差別をせずに、思いやりの心で接することが大切です。

インターネットによる人権侵害

インターネットが身近なものになり、匿名性を悪用した誹謗中傷や、プライバシー侵害等の人権問題が起きています。

利用する際には、画面の向こうでつながっている相手の気持ちを想像し、普段の生活と同じように、思いやりの心を持つことが大切です。

市では、関係機関と連携し、人権侵害にあたるインターネットの掲示板等の書き込みに対して、モニタリングを行っており、悪質な差別書き込みの早期発見や削除に努めています。

ほかにもこんな問題が…

※1 ヤングケアラー、※2 がんサバイバー、災害時における避難所や避難先で受けるいじめや差別、刑を終えて出所した人、ホームレスに対する差別、非正規雇用等による生活困窮者問題も起きています。

人権は、社会の変化に伴い、多様な広がりを持つことから、常に新しい動きに目を向け、人権感覚を養うことが大切です。

※1 本来、大人が担うとされている、家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子ども。

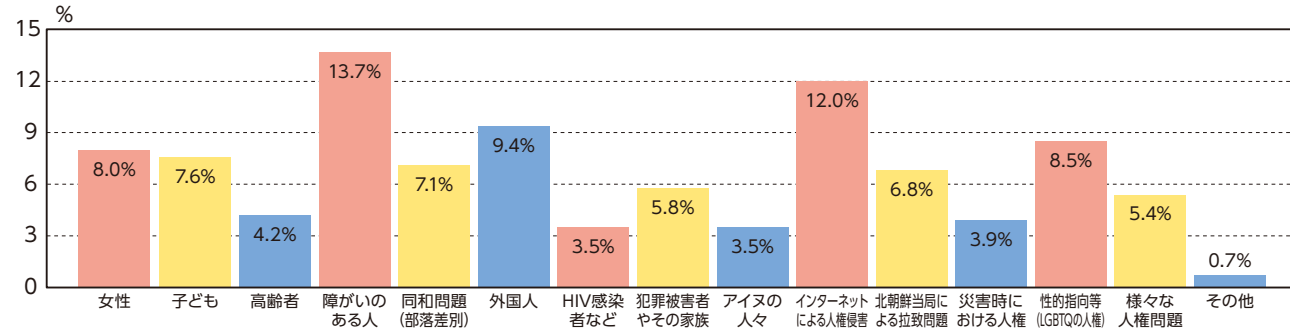
※2 がんと診断され治療を受けながら生活している人または、治療をすでに終えた人。

やさしさがいっぱいいつまった人権の和… 思いやりの心を未来へつなげましょう。

あなたはこの調査結果をどう考えますか？

熊谷市人権教育推進協議会では、人権教育をより効果的に進めるために、令和6年9月に市内公立中学校3年生を対象とした人権に関する意識調査を実施しました。その調査の一部を紹介します。

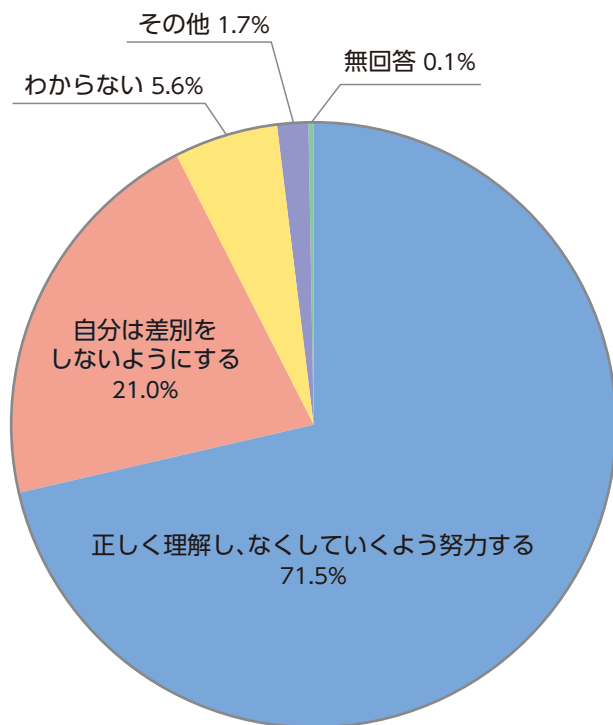
1 あなたの関心の高い人権問題はなんですか。(複数回答可)



考察

- 総回答数の内、最も回答が多かったのは「障害のある人の人権」で13.7%であった。続いて「インターネットによる人権侵害」(12.0%)、「外国人の人権」(9.4%)、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ、LGBTQ+ (性的マイノリティ)の人権」(8.5%)の順に関心が高い。そして、より複雑化、深刻化している「インターネットによる人権侵害」については、今後*
- *情報モラル教育を通して、生徒・保護者ともに正しい知識を身につける必要がある。
- *情報モラル教育：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する教育

2 あなたは、同和問題(部落差別)をなくすために、どうしたらよいと思いますか。1つ選んでください。

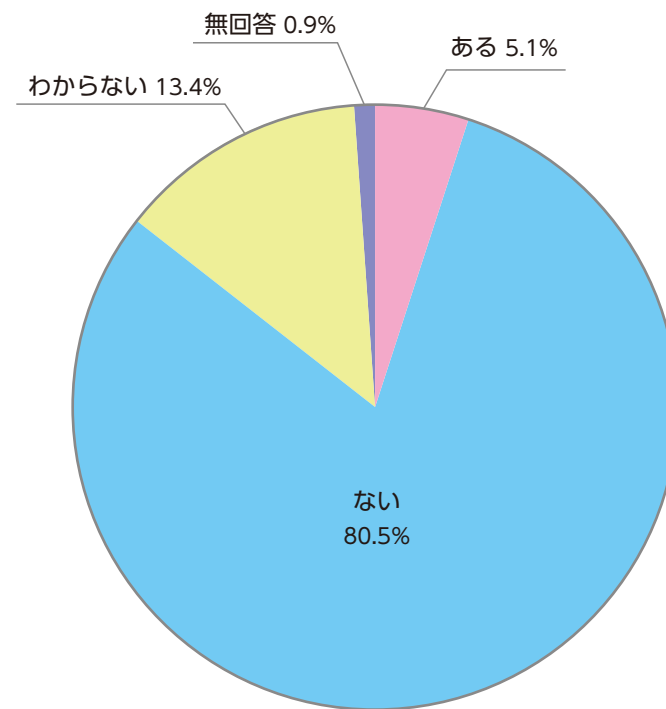


考察

- 「正しく理解し、なくしていくよう努力する (71.5%)」「自分は差別をしないようにする (21.0%)」と回答した生徒が併せて 92.5%となった。9割以上の生徒が、同和問題(部落差別)は解消すべき人権問題であると考えている。これは指導者が、学校における全教育活動を通じて人権教育を推進している成果である。熊谷市教育委員会では「大人が手本となって」というキャッチフレーズを掲げている。同和問題(部落差別)をはじめとした今なお残る人権課題・問題の解消や解決にむけ、大人が率先して誠意ある姿勢を見せていくことが重要である。

3

あなたは、インターネット(ゲーム、SNS等)により、他の人の人権を侵害したり、自分の人権が侵害されたりしたことがありますか。1つ選んでください。



考察

- 「ない」と回答した生徒が 80.5%と高い割合を示した。しかし、「ある」と回答した生徒が5.1%いる。全回答者において、約 20 人に 1 人がインターネット上での差別の被害者、あるいは加害者になっているという状況は、深刻に受け止めなければならない。学校における人権教育のさらなる充実とともに、教職員の観察や生徒からの情報提供、毎月一度実施しているアンケート調査や面談等の機会を活用して、人権侵害の予防や早期発見に努めなければならない。

スマホ使い方宣言

【前文】

スマートフォン・携帯電話等はインターネットにつながることでできる大変便利な道具です。しかし、一歩使い方を間違えると、自分や周りの人を傷つけます。私たちは、スマートフォン・携帯電話等の使い方やルールを家族と約束し、誰も傷つけることなく、賢く上手に使うことを誓います。

自分や周りの人の情報を守ります。

インターネット上に情報を公開することは、全世界に情報を配信していることと同じです。自分や周りの人を守るためにも、名前や写真・動画、住所など、個人を特定できる情報をインターネット上に公開することはしません。

他人を傷つけないようにします。

画面の向こうには相手がいいます。「バカ」「うざい」「ムカつく」「死ね」等、相手を傷つけるような言葉、自分が書き込まれて嫌なことや嘘を絶対に書き込みません。拡散もしません。

様々な角度から情報を入手し、正確な判断をします。

インターネット上の情報全てが正しいわけではありません。中には大げさな表現や嘘等も混じっています。一つの情報だけを見て判断するのではなく様々な角度から情報を入手し、正確な判断をします。

インターネットにつながる機器にはフィルタリングを設定してもらいます。

悪質コンテンツによる被害(出会い系や暴力描写等の有害なサイト)や、ウイルスによる情報流出等を防止するため、保護者にフィルタリングを設定してもらいます。

(令和元年 7月 16日作成)
この宣言は、市内16中学校の代表生徒で検討し、作成したものです。

タブレット端末の約束 5か条

タブレット端末は、学習のための文房具です。家や学校で、大切に使います。おかしな食べたりさわったり、水にぬらしたりしないようにしてください。

- 時間を決めて、使います。**
あまり長い時間、画面を見つめないようにします。また、夜遅くに使わないようにします。使う前に、時間を決め、休憩をとりながら使います。
- タブレット端末を、友達や周りの人に貸しません。**
タブレット端末は、熊谷市から借りているものです。誰かに貸したり、借りたりしません。
- カメラは正しく使います。**
タブレット端末には、カメラ機能がついています。人や物を撮影するときは、「撮ってもよいのか」をかならず大人に確認しましょう。
- 注意して、インターネットを使います。**
インターネットには間違った情報もあります。ウイルスなどの危険もあります。ゲームや買い物、ソフトウェアのダウンロードなど、学習に関係のないページは開いてはいけません。
- 個人情報大切にします。**
自分や友達、周りの人の写真、動画、名前、住所などは、大切な個人情報です。インターネットに出してはいけません。

約束を守って
安全に使う
にや〜!

くまがやしきょういんかい
熊谷市教育委員会

学校・家庭・地域の取組

学校では、児童・生徒の「生きる力」を育むための土台として、「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」に積極的に取り組んでいます。

また、市内の全小中学生がスマートフォンを賢く上手に使うために、「スマホ使い方宣言」や「タブレット端末の約束5か条」の下、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいます。

平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 文部科学大臣表彰

熊谷の子どもたちは、これができます！

アクセル

ブレーキ

4つの実践

- 朝ごはんをしっかり食べる。
- 呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする。
- 「ありがとう」「ごめんなさい」と言う。
- 友だちをたくさんつくる。

生きる力



大人が手本となって

3減運動



スマホ使い方宣言は
こちら

減

テレビの時間を
減らします。



減

ゲームの時間を
減らします。



減

スマートフォン・
携帯電話やパソコン
に触れる時間を
減らします。



家族で 約束を！

家族との会話の時間を
増やします。

読書の時間を
増やします。

予習・復習の時間を増やします。

熊谷市青少年健全育成市民会議・熊谷市幼保小連絡協議会・熊谷市PTA連合会・熊谷市校長会・熊谷市教育委員会



人権感覚が育ちます！



- 朝ごはんをしっかり食べることで、心も体も成長します。家族と一緒に食事をとることで、家族の会話が増え、心の成長につながります。
- 自信をもって返事をすることは、自分の存在を周囲に示し、自己存在感や自尊感情を高めます。
- 相手に「ありがとう」「ごめんなさい」の気持ちを素直に言えることは、信頼関係を築いていくために必要な力です。
- 友だちをたくさんつくることは、人間関係をつくる基本です。お互いを認め合い、尊重する態度が身に付きます。
- テレビやゲーム、スマートフォン等の時間を減らすことで、家族との時間が増え、勉強や読書の時間等が増えます。「あたたかい心」「豊かな心」「正しく判断する心」が育ちます。「当たり前のことが当たり前にできること」これが、児童・生徒の豊かな人権感覚を育みます。子どもだけではなく、大人が手本となって実践していくことで、「思いやりの心」を広げていきましょう。

児童の作品

令和6年度小学校5年生(人権標語)・6年生(人権ポスター)優秀作品 (敬称略)

大切な 自分の色を 捨てないで
誰にでも あるんだ個性と 人権が
心の輪 開いてみんなで 助け合い
きみとぼく 個性があるから おもしろい
みんなの笑顔で 広げていこう 心の輪
「冗談だよ」 それですまない言葉がある 気をつけて
この世界 個せいっぱい 色いっぱい
だいじょうぶ みんないるから 安心して
間に合うよ 考え直して その行動
みんなにも 命はいっしょ 一つだけ
だれにでも 「お先にどうぞ」 ゆずり合い
認めあう 優しい心 金メダル
多様性 私このみ 自由だよ
わるぐちは きけんなナイフ きずつくよ
その言葉 自分に言っても だいじょうぶ？
ぼくたちの うしろにいるよ まだ一人
すてきだね 個性をのばして みとめ合おう
気付きたい 目には見えない 心の内側
責めるより ゆるす言葉を かけようよ
みとめ合う みんなの色は すてきだよ
「あいつ変」 みんなちがうの あたりまえ
考えよう 自分で選ぶ 未来の道
みとめ合おう 一人一人の 色・個性
考えよう 一言一しゅん きず一生
認め合う 十人十色の 輝きを
言わないで 人の悪口 指先で
あそんでる？ その友だちは どう思う？
だいじょうぶ 自分には自分の 色がある

(匿名希望) 肥土 心優 土田 梨紗 佐藤 千花 高田 侑愛 伊佐山 陽斗 及川 栞歩 小澤 珂唯 飛田 拓真 田中 大翔 松葉 かれん 中島 温基 浅見 華梨亜 徳丸 甫 榎木 佑典 飯野 陽生 西澤 梨沙 須賀 梨衣奈 村松 大耀 宮崎 奈々実 塚田 結南 高橋 美葵 河野 彩生 関根 蒼 高橋 聖空 橋本 柚香 久保田 ひな 中村 亮太



神山 創太



黒沢 秀環



高田 紗菜



池田 智香



寺山 心絆



佐々木 結以

熊谷市人権尊重都市宣言

私たちは、すべての人々の基本的人権が尊重され、平和で、平等な社会、幸せに暮せる社会の実現を願っています。

わが国では、日本国憲法に明示されている基本的人権の確立のため、人権擁護のさまざまな努力が続けられてきました。しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、二十一世紀を迎えた今もなお、さまざまな差別や人権侵害など基本的人権にかかわる問題が存在しています。

人が人として互いに尊重し合い、すべての人々の人権が認められる、明るく住みよい地域社会を、一人ひとりの努力によって実現することが大切です。

私たち熊谷市民は、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の実現をめざし、ここに熊谷市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

人権相談窓口

☎ 人権に関する相談

- ・みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110
- ・さいたま地方法務局熊谷支局(常設人権相談) 048-524-8805

☎ 子どもに関する相談

- ・子どもあんしんダイヤル(市役所:家庭児童相談室) 048-527-2700
- ・教育110番(市役所:教育研究所) 048-525-7830
- ・子どもの人権110番(法務省) 0120-007-110
- ・熊谷児童相談所(県) 048-521-4152
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル(厚生労働省) 189(いちはやく)

☎ DVに関する相談

- ・熊谷市配偶者暴力相談支援センター「ハートピア」相談室 048-599-0015
- ・埼玉県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター DV相談) 048-863-6060
- (With You さいたま 相談室) 048-600-3800

☎ 高齢者に関する相談

市役所:長寿いきがい課 048-524-1111

☎ 障害のある人に関する相談

市役所:障害福祉課 048-524-1111

☎ 虐待に関する相談

虐待通報ダイヤル(県) #7171

☎ 性的少数者(LGBTQ)に関する相談

にじいろ県民相談 0570-022-282

☎ 外国人に関する相談

外国人総合相談センター埼玉 048-833-3296

☎ 法律に関する相談

- ・市役所:市民相談室 048-524-1111
- ・法テラス埼玉 050-3383-5375

本人通知制度に登録して不正取得を防止しましょう

身元調査などのため住民票の写しなどが不正に取得された事件が発生しています。

これらの不正取得を防止するために、市では、住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した本人にその事実を通知する制度を導入しています。

熊谷市に住民登録又は本籍がある方で本制度への登録を希望される場合は、下記の窓口へお申込みください。

受 付 市役所市民課、各行政センター及びさくらめいと出張所
問合せ先 市役所市民課 048-524-1111(代)

令和7年3月発行

この「わたしたちにできること」は、約74,000部作成し、印刷経費は1部あたり約9円です。

問合せ先 熊谷市役所 TEL 048-524-1111(代)
人権政策課 FAX 048-525-9222
社会教育課 FAX 048-525-9330